

「放置違反金滞納車情報照会システム」のご案内

(1) 平成18年6月より改正道路交通法が施行され、車検拒否制度の運用が開始されます。振興会の会員整備事業者が点検・整備を行い、当該自動車の継続検査等の受検手続きを代行する場合、車検拒否の対象か否かは重要かつ不可欠な情報であり、ユーザーとのトラブルを回避するためにも事前に確認する仕組みが求められていました。

(2) 今般、インターネットでの簡易照会の仕組み（放置違反金滞納車情報照会システム）が用意され、振興会が利用者（整備事業者）システム利用申請の窓口となることとなりました。

(3) 本システムは、各整備事業者の方が手持ちのパソコンを利用して、インターネットにより照会しようとする自動車のナンバー情報により照合し、その結果を回答するものです。

(4) 照会は、整備事業者の方のID・パスワードと照会しようとする自動車のナンバー情報を入力・送信することにより簡単にできますが、本システムを利用するためには事前に利用申請を行う必要があります。

(5) 利用申請時期等の主なスケジュール予定は以下のとおりです。

6月 12日(月)10時～	運用開始前の利用申請開始（第一次集中受付）
6月 21日(水)12時	
6月 26日(月)17時～	運用開始前の利用申請開始（第二次集中受付）
7月 12日(月)12時	
7月 7日(水)	第一次集中受付時申請承認者へID番号をメールにて送付
7月 31日(月)	第二次集中受付時申請承認者へID番号をメールにて送付
8月 1日(火)	システム稼動開始

システムの利用申請は

日整連ホームページ<http://www.jaspa.or.jp/>から



をクリックし、
インターネットで利用申請後、早急に振興会へ認証書をFAXして下さい。

平成18年度 騒音計移動検定の実施について

平成10年の計量法施行令の改正により、騒音計の検定有効期間が5年に延長されたのに伴い、本年度も有効期間満了の騒音計が検定対象となります。

そこで、騒音計の有効期間確認を行い、該当の方は次の要領で移動検定を実施されますようお知らせいたします。

1. 日 時 平成18年5月26日(金) 10:00～15:00

2. 場 所 整備振興会 実習場
3. 実施者 (財)日本品質保証機構 計量計測センター

リサイクル料金に関する確認事項

Q: 自動車リサイクル法施行前に一時抹消登録済等の車両を使用済自動車（廃車）にする場合、リサイクル料金の預託は必要ですか？

A: 必要です。自動車リサイクル法施行前（2004年以前）に一時抹消登録等を行っていても、使用済自動車（廃車）とするかの判断が、法施行後となるため、リサイクル料金の預託が必要になります。

街頭検査結果について

春の全国交通安全運動の実施に伴い、下記により街頭指導が行われました。
当日ご協力頂いた韮崎支部の皆様、甲府南支部の皆様、ありがとうございました。

	日時	実施場所	参加者	摘要
高速警察隊	4月10日(月) 11:00 ~12:00	中央道 双葉SA (下り)	運輸支局 4名 振興会 2名 韮崎支部 5名	当日は、同施設を利用された自動車ユーザーに対し、定期点検整備の啓蒙を呼び掛けた。
高速警察隊	4月10日(月) 13:30 ~16:00	中央道 昭和 IC	運輸支局 5名 振興会 2名 甲府南支部 5名	総点検台数 110台 不良車両数 15台 内整備命令 6台 口頭警告 9台 車検切れ 0台

FAXを利用した書面利用移動報告等の手数料改定

(財)自動車リサイクル促進センター

自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストに係る書面利用移動報告書等の手数料については、自動車リサイクル法施行前におけるFAX利用規模想定をもとに、(財)自動車リサイクル促進センターにおいて設定をしましたが、今般、実際の利用が極めて少なく、現状の利用規模で運営を継続させることができ難くなっていることから、この手数料を平成18年10月1日から改定することとした旨、促進センターより通知がありましたのでお知らせ致します。

またFAX利用事業者には、促進センターから直接郵送で案内しておりますことを併せてお知らせ致します。

(1) 手数料改定内容

(消費税別)

手数料項目	手数料単位	手数料	
		現行	改定後
書面利用移動報告手数料			
1 移動報告手数料	車台	112 円	342 円
2 特定再資源化等物品移動報告手数料	申請書および 荷姿に紐付けられた車台	332 円 15 円	1,036 円 47 円
3 フロン類年次報告手数料	申請書	556 円	1,718 円
書類等交付手数料			
1 ファクシミリ利用書類等交付手数料	申請書	185 円	585 円
2 解体報告記録交付手数料	交付書類	41 円	130 円

経営委員会が開催されました

経営委員会が下記により開催され、その概要は次のとおりです。

日 時 平成18年4月18日（火） 12：00

場 所 振興会 会議室

出席者 根津委員長 田口副委員長

新海委員 名取委員 崩田委員 鈴木委員
田村委員 三浦委員 大村委員 須田委員

会議事項

- 「子ども110番のお店」今後の進め方について
- 入庫促進対策について
- ホームページについて
- その他

オフィシャルページに参加しませんか

本会のホームページの会員名簿紹介ページは直接検索できるものとなっており、「名称」・「住所」・「電話番号」等を紹介しています。

しかし、自らホームページを立ち上げている事業者が少ないとから、会員事業所が容易に参加できる「オフィシャル・ページ」を新たに企画し、アクセスされるユーザーに会員事業場の手頃な情報提供しています。

については、会員皆様の積極的なご参加をよろしくお願いします。

1) 掲載形態

本文、写真及び付近図で構成します。

2) 作成料金

基本作成料 本文	¥ 5,250	(消費税含む)
写真 (1枚)	¥ 3,150	(消費税含む)
地図	¥ 5,250	(消費税含む)
個人情報保護に関する基本方針ページ	¥ 1,000	(消費税含む)

次の6パターンの組み合わせが可能です。

A 基本のみ	¥ 5,250
B 基本+写真 (1)	¥ 8,400
C 基本+地図	¥ 10,500
D 基本+写真 (2)	¥ 11,550
E 基本+写真 (1) +地図	¥ 13,650
F 基本+写真 (2) +地図	¥ 16,800
G 個人情報保護に関する基本方針ページ (各タイプに対応できるオプションです)	¥ 1,000

3) 申込方法及び期限

巻末の作成専門用紙に記入し、作成料を添えて下記に提出下さい。

提出先：振興会指導課まで

4) 注意事項

◇整備料金及び比較表示に関する事項、他社と競合する内容は掲載できません。

◇関係法令や景品表示などに抵触する表現・表示はできません。

◇掲載内容によっては訂正またはご辞退をお願いすることがあります。

◇自社のホームページがある場合は、自社PRページよりリンクします。

◇変更の場合は、別途作成料金が必要となります。

*オフィシャルページはタウンページに掲載するような感覚で気軽に低予算でユーザーにPRすることが出来ます。

AMS のホームページで実際にオフィシャルページを見てみよう！

まずインターネットで <http://www.ams.or.jp> のアドレスを入力してホームページ内の「工場検索」からオフィシャルページをご覧下さい。

～ホームページ・リンクのお願い～

現在、振興会のホームページへは 22,000 件以上のアクセス件数があります。AMS 青年部の協力を得て、定期的に内容を更新することにより、大変多くのユーザーさんにご覧頂いております。

各事業場におきまして現在ホームページをお持ちの方は、ご一報頂ければ振興会のホームページとリンクさせることができます。ホームページをリンクさせることで、お客様との接触のチャンスが増えるものと思われます。

ご希望の事業場につきましては、指導課、山下・奥石 (TEL055-262-4422) へお問い合わせ下さいますようお願い致します。

平成18年度 低圧電気取扱い特別講習を開催します

ハイブリッド車の点検・整備を行なうには、低圧電気回路に係る作業が安全に実施されるように、労働安全衛生法第59条、同規則36条の規定により、特別講習の受講が義務付けられております。

今後、ハイブリッド車は、社会的な環境保護要求への高まりと、税制優遇施策も加わり、普及に弾みがつくと思われます。皆様の参加を心よりお待ちしております。

1. 講習日 平成18年5月22日(月)

2. 講習時間 9:00～17:00
 3. 講習場所 (社)山梨県自動車整備振興会
 4. 受講料 6,300円(テキスト代込み)
 5. 受講資格 整備士有資格者
 6. 募集人数 25名(定員になり次第締め切ります)
 7. 申込期間 平成18年4月17日(月)～5月18日(木)
 8. 申し込み 申請書は、巻末にあります。また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp/index2.html>)の会員ページからもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて指導・教育部門までお申し込み下さい。
 9. その他 実習を行いますので、**作業着**を着用して下さい。

平成18年度第1回「自動車整備士技能検定試験」の実施について

標記試験が実施されます。

1. 種目 二級ジーゼル自動車
 三級自動車ガソリン・エンジン
 2. 受付期間 平成18年5月8日(月)～5月19日(金)
 3. 学科試験 平成18年7月19日(水)
 4. 実技試験 平成18年8月23日(水)
 5. 申請方法 申請書は、指導・教育部門窓口にあります。

平成17年度第2回自動車整備士技能登録試験について

標記登録試験が、3月26日(日)振興会研修センターにおいて実施され、その結果は、次のとおりでした。

種類	第106期 講習生 受験数	第106期 講習生 合格者数	第106期 合格率 (%)	受験者数	合格者数	合格率(%)
二級ガソリン	21	18	85.7	99	72	72.7
三級ガソリン	8	6	75.0	58	40	69.0
二級ジーゼル	—	—	—	70	33	47.1
一級小型	—	—	—	20	3	15.0
二級2輪	—	—	—	—	—	—
三級シャシ	—	—	—	5	5	100.0
三級2輪	—	—	—	2	1	50.0
車体	—	—	—	1	0	0
合計	29	24	82.8	255	154	60.4

平成18年度第1回自動車検査員教習が実施されます

自動車検査員資格を取得する為の教習が下記により実施されますので、お知らせします。

1. 受付期間 平成18年5月15日（月）～5月19日（金）

2. 教習日程 平成18年7月初旬予定

3. 試問日 平成18年7月11日（火）

4. 教習受講の資格

教習受講の資格は、「指定自動車整備事業業務取扱要領」第11条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

（1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者

（2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者

（3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者

なお、直近の整備主任者（法令）研修を受講していること。

（社）山梨県自動車整備振興会内

5. 教習会場

6. 申請方法 教習受講申請書等は、指導・教育部門窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp/index2.html>）の会員ページからもダウンロードできます。

（詳細については、別途お知らせします）

圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会を開催します

CNG自動車の燃料装置の点検整備、検査を行なう者については、平成10年10月1日より、一定の条件を備え、運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した者とされています。そこで、標記講習会を下記により開催します。

1. 講習日 平成18年6月27日（火）9：30～17：00

2. 講習会場 （社）山梨県自動車整備振興会

3. 対象者 （1）整備主任者

（2）自動車検査員

（3）整備管理者又は整備管理者に準ずる者

4. 講習内容 （1）天然ガスの特性

（2）道路運送車両の保安基準

（3）CNG自動車燃料装置の構造基準

（4）CNG自動車燃料装置の構造と取り扱い

（5）CNG自動車の配管等の機密検査及び検査用機器の取り扱い

（配管の接続、ガス漏れチェック及びガス検知機の取り扱い等の実技を含む）

（6）CNG自動車の点検整備及び改造取り扱い

（7）CNG自動車の使用管理方法

（8）その他

5. 受付期間 平成18年6月9日（金）まで

6. 受講料 8,000円

7. 申し込み
申込書は、巻末にあります。また、振興会ホームページ
(<http://www.ams.or.jp/index2.html>) の会員ページからもダウンロード
できます。必要事項を記入の上、受講料を添えて指導・教育部門までお申
し込み下さい。